

柳川市都市計画審議会議事録

日 時	平成 21年 3月 17 日 (火) 14:00 ~ 15:40	
場 所	柳川市民会館第2会議室	
出席者	委 員	大森洋子様 ・ 山田魁夫様 ・ 立花寛茂様 ・ 江口文博様 小宮琢士様 ・ 小野村猛様 ・ 梅崎暁子様 ・ 佐々木 創主様 荒巻英樹様
	事務局	幹事：まちづくり課長 大村隆雄 まちづくり課長補佐 渡辺洋児 ・ まちづくり計画係長 白谷義彦
議案等	柳川市都市計画マスタープランについて (報告) 矢部川流域景観計画について (報告)	
審議等の経過	別添のとおりとする	
審議等の結果	—	

次第 (議事)	発言者	発言内容
開会	大村課長	<p>ただ今から柳川市都市計画審議会を、お手元に配布しております次第に従いまして始めさせていただきます。</p> <p>都市計画審議会条例により、会の進行は、会長が行うこととなっております。早速ですが、大森先生お願いいたします。</p>
会長あいさつ	大森会長	<p>みなさんこんにちは、今日は柳川市都市計画マスタープランの報告と矢部川流域景観計画の報告となっております。こちらは、審議事項ではなく報告となっております。</p> <p>報告に入る前に本日の会議の議事録署名人をお願いしたいと思います。荒巻様、農業委員会の山田様よろしいでしょうか。</p> <p>(2名ともに了承)</p> <p>まずは、柳川市都市計画マスタープランについて報告いただきます。このマスタープランは、審議会で審議する内容に大きく関わる内容です。分からない所や疑問点などありましたら、説明後にお願いします。</p>
報告	事務局	<p>早速ですが、柳川市都市計画マスタープランの報告をいたします。</p> <p>(説明内容省略)</p>
	大森会長	<p>ありがとうございました。専門用語もありますし、量も多いですので、どんなことでも、どこからでも構いませんのでご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
	立花委員	<p>目標は、20年後というお話でしたが、早急に取り組まなければ、もうなくなってしまふものが柳川にもあります。景観や歴史建造物等がそうです。将来を見据えながらも早急に取り組まなければなりません。精査しながら、20年後、30年後に残していかなければなりません。新しいものを作らなければならないと思いますが、古いものは作れません。それ以上になくなってしまっからでは遅い。柳川らしいもの例えば掘割を残したことで、訪れた人が柳川はすばらしいと言ってもらえます。開発などいろいろな名のもとに柳川らしさが失われてしまわないように、それがいつまでも残っているというのが柳川のすごいところだと思います。</p>
	事務局	<p>今後は都市計画マスタープランで掲げた将来像をいかに実現させていくかと</p>

		<p>ということが重要です。柳川市は、観光地であるが、日帰り観光がほとんどで滞在時間も短い。歴史建造物のような地域資源を掘り起こし、町の魅力を感じながらゆったりと歩いて楽しんでいただくような都市づくりが必要であると考えています。</p>
佐々木委員		<p>都市計画マスタープランが正式決定するまでの今後のスケジュールを教えてください。どの時点で正式決定なのでしょう</p>
事務局		<p>法的には、告示といった手続きはありませんので、今まで策定委員会で審議頂いた結果を受けて、審議会で報告を行い、市長の決裁を受けて正式決定というスケジュールです。</p>
佐々木委員		<p>本編の P3 に関連計画との位置付けを記してあります。関連計画の中には、もうすでに策定されている計画もあると思います。これらの計画には、このマスタープランは反映されているのでしょうか。</p>
事務局		<p>下水道事業計画、環境基本計画、観光振興計画などは、今年度取り組んでいます。都市計画マスタープランは、関係各課による庁内委員会を開催し調整を図っていますので、そちらは反映されています。農業振興地域整備計画のようにすでに策定されていた計画などは、すぐというわけではなく、見直しのタイミングで都市計画マスタープランの内容を各計画に反映させます。</p>
佐々木委員		<p>先日矢部川大橋が開通し、道路も大変便利になっています。車やモノの流れが変わっていると思います。開発と農地保全のメリハリや基本的には農地保全である虫食いの開発はさせないというようなしっかり取り組んでいかなければ実現できないと思う。ぜひしっかりと農政サイドと調整しながらやっていただきたいと思います。都市計画道路の見直しについては、どのレベルの見直しなのかスケジュールを教えてください。</p>
事務局		<p>都市計画道路について、計画から 40 年以上経過しています。その当時は国鉄佐賀線があったりと今とは大きく状況が違います。具体的な時期については、平成 21 年度から取り組みます。平成 21 年度は、将来の交通量の推計等を行うなど見直しにあたってのデータ収集や検討作業に入ります。交通量の推計だけでなく景観や歴史建造物などとの関係も当然考えていかなければならないと思います。</p>

佐々木委員	われわれ審議会の議論は、都市計画道路については行うわけですか。
事務局	都市計画道路を見直す際は、審議会で審議いただき議決を得ることになっています。
佐々木委員	審議会は、議決だけですか。つまり、見直しのための委員会で具体的に検討するのか、それともこの審議会で具体的な検討を行うのか。
大森会長	都市計画道路の見直しにあたっては、一般的には、見直し道路検討委員会で具体的な検討を行いその結果を審議会で審議するというケースが多いです。鳥栖市や八女市もそうです。
事務局	検討委員会で行うか、審議会で具体的な検討まで行うかについて、柳川市としてはどうするのか、まだ決めておりません。勉強させて頂きたいと思えます。
小宮委員	大和南 IC から矢部川大橋が開通し、また大和北 IC から 208 号まで道路が開通しています。大和城島線も 2 年前に開通しました。合併以前に検討されていた 208 号線から大和城島線へ一本ぜひ通すような計画を検討してもらいたいと思えます。矢部川大橋が開通したので渋滞は絶対的に解消しました。
山田委員	道路がこれだけできてくると、どうしても道路沿線の農地は、保全から方針を見直さないわけにはいかないのではないかと思います。というのも、道路の計画の過程で、土地が高くなるだろうとかいう希望もあって同意される人もいるので、見直しが必要なところもあると思えます。
江口委員	有明海沿岸道路や 443 号バイパスなどアクセス道路ができ、みやま柳川 IC も出来ています。柳川には徳益 IC ができると思いますが、今は晴天浜武線を通って市街地に入っています。南徳益枝光線の一部ができれば、沖端地区への誘導がしやすいと思う。南徳益枝光線については、有明海沿岸道路から橋本辻町線までは繋がなければ、渋滞の解消にはつながらないと思う。市街地外環状線周辺の整備を急がなければ、大型バスなどの誘導の仕方が難しいのではないかと思います。市内には駐車場もないことですし、誘導は考えないといけない。まずは、南徳益枝光線を橋本辻町線までつなぐことをまず行わな

	<p>れば、次の段階に進めないのではないかと思う。20年後を見据えればここをまずはやるべきだと思います。</p>
事務局	<p>都市計画道路の見直しについては、都市計画道路だけでなく都市計画道路以外の路線についても考え道路網として検討していきたいと思います。</p>
大森会長	<p>交通網について非常に皆さん関心があるようですが、それ以外にご質問はありますでしょうか。</p>
立花委員	<p>都市計画審議会の位置付けがよく分からないのですが、都市計画マスタープランの報告を受けているわけですが、我々にも大変な責任があるわけであると思います。この審議会です承されましたということになるのでしょうか。なにかここを変更して欲しいと意見を言っても同じなのではないでしょうか。</p>
大森会長	<p>この都市計画マスタープランについては、報告となっておりますので、ご意見をいただいて変更することではなく、これを基に今後審議していただくこととなりますので、内容について理解を深めていただくための場となっております。もちろんすぐに変更というわけではありませんが、今後見直しという機会もありますので、意見は言っていただいてもいいかと思えます。</p> <p>他にご質問やご意見などありませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、続きまして矢部川流域景観計画について報告いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、矢部川流域景観計画について説明いたします。</p> <p>(説明内容省略)</p>
大森会長	<p>これは、ここでご意見をいただく内容ということではありませんね。</p>
事務局	<p>現在、矢部川流域景観計画について景観計画が策定されておまして、7月には県の条例として制定されていきます。柳川市については、景観行政団体でありますので、来年度からこの矢部川流域景観計画との調整を図りながら策定していきますので、今回報告したわけでございます。</p>
大森会長	<p>矢部川流域景観計画については、広い地域を網羅しておりますので、最低限の指針を示してあります。市で作られるとなるとより細かいレベルのものが</p>

	<p>佐々木委員</p> <p>事務局</p> <p>大森会長</p> <p>事務局</p> <p>大森会長</p> <p>事務局</p>	<p>作られるものと思います。</p> <p>景観形成基準があつて、届出が必要な行為ということがあります。開発行為などについてですが、罰則もあるということで書いてありますが、次のページに絵になる景観の特定基準など改定などありますが、そちらの罰則規定も適用されるということでしょうか</p> <p>詳細調査しまして、後日回答いたします。</p> <p>他にご質問などございませんでしょうか。重要景観の特定基準が適用される具体的な場所については定めてあるのでしょうか。</p> <p>名称は、定めてあります。</p> <p>これに関しても柳川市は、この中に入っていないということですね。他にご質問などありますでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは以上で審議会の議題は終わります。</p> <p>それでは、その他ということで、昨年の11月審議会で審議いただきました、区域マスタープランについて報告いたします。柳川市では、大規模集客施設を誘導する区域については、柳川駅周辺ということで了承いただき、市の意見として県に報告しています。福岡県区域マスタープランの変更については、12月26日に告示され、正式に決定となりましたので報告いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
--	---	--